

京都市長

門川大作 様

**2024年度**

**京都市予算編成に対する要求書**

2023年11月

日本共産党京都市会議員団

# 目 次

## 重点要求項目

1	物価高騰・感染症対策の強化で市民のいのちと生業を守れ……………	1
	◆以下のことを国に求めること……………	1
	◆京都市としての支援を強化すること……………	2
2	「行財政改革計画」を撤回し、自治体の公的な責任を発揮を……………	2
	◆不要不急の大型公共工事は中止すること……………	5

## 分野別要求項目

1	複合災害に備えたまちづくりで、いのち守る市政に……………	6
	◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を……………	6
	◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを……………	6
2	福祉・医療の充実を……………	8
	◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を……………	9
	◆保育、子育て支援の充実を……………	10
	◆障害者福祉の充実を……………	12
	◆生活保護・生活支援の充実を……………	13
3	市民の暮らし・営業を守る市政運営を……………	14
	◆中小企業、伝統産業・商工業の振興と雇用・労働対策の強化を……………	14
	◆農林業の振興を……………	16
4	気候危機打開に向けて脱原発推進と再エネ普及の強化を……………	17
5	ジェンダー平等社会の実現をめざして……………	18
6	競争と格差拡大の教育を改め、どの子も伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を ……	19
7	青年がいきいきと住み続けられる京都市を……………	21
8	文化・芸術、市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を……………	22
9	環境対策とごみ減量推進を……………	23
10	安心して住み続けられるまちづくりを……………	24
	◆上下水道事業の充実を……………	26
	◆生活道路優先の道路環境整備を……………	27
11	市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ること……………	28
	◆市バス・地下鉄の改善を……………	28
12	公正・公開・市民参加の市政運営を……………	29
	◆統一教会及び関連団体との関係を調査し、対策を講じること……………	30

## 重点要求項目

☆は新規要求項目

### 1 物価高騰・感染症対策の強化で市民のいのちと生業を守れ

#### ◆以下のことを国に求めること

- ① 物価高騰対策として最も効果のある、消費税減税を実施すること。零細事業者を廃業に追い込むインボイス制度は中止すること。
- ② 最低賃金は、全国一律時給1,500円以上に引き上げること。引き上げにあたっては、社会保険料事業主負担分軽減のための効果的な支援策をはじめ、中小企業を支援すること。
- ③ 物価高騰対策として、減収要件を撤廃し、フリーランスなども対象に事業規模に応じた、固定費を含む中小事業者補助金を創設すること。
- ④ 感染症対策について
  - ・発熱外来の体制強化、高齢者施設での対応に対する補助制度を創設すること。
  - ・保健所の抜本的な機能強化を支援すること。
  - ・病床数削減、公立・公的病院統廃合計画は撤回すること。
  - ・感染者の全数把握の緩和による影響について検証すること。
  - ・感染症対策や、職員が感染した場合の体制確保のためにも介護・障害・保育など社会福祉施設の職員配置の抜本的改善と大幅な賃金・処遇の引き上げ、その財源確保を行うこと。
- ⑤ コロナ禍や物価高騰による生活困窮者・収入減少世帯を対象とした支援制度を創設すること。申請要件を緩和するなど使い勝手の良いものにすること。また、返済についても柔軟な対応を行うこと。
- ☆⑥ コロナ禍対応の「ゼロゼロ融資」の借り換えを可能とする支援策は、対象要件をさらに緩和し、無利子とし、事業継続を支援すること。審査を柔軟化し据え置き期間を延長すること。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症拡大による公営企業の減収に対して、補填を行うこと。
- ⑧ 公営企業における独自のコロナ対策に対する交付金制度を創設すること。
- ⑨ 高齢者・障害者等の施設入所者の新型コロナウイルス感染が明らかになった場合は、速やかに入院できるように体制をとること。
- ☆⑩ 公営企業における消費税は適用除外とすること。

## ◆京都市としての支援を強化すること

- ⑪ 市民がいつでも、どこでも無料でPCR・抗原検査ができるように体制を整えること。  
エッセンシャルワーカー（医療・介護・教育・社会福祉施設・交通事業者・市職員など）と園児、児童、生徒、学生等に対するPCR・抗原検査ができるように補助制度などを創設すること。
- ⑫ 1ヶ所に集約した保健所を各行政区・支所にもどし、公衆衛生体制の再構築を図るとともに、地区医師会との連携を強化すること。正規職員の増員をはかり、保健所体制を抜本的に拡充すること。
- ⑬ 京都市中小企業等物価高騰対策支援金（減収要件無し）は、支援額を増額し、来年度以降も継続すること。
- ⑭ 中小企業支援センターを復活し、新型コロナウイルス感染症拡大・物価高騰の影響を受けた中小企業・個人事業主に対して、市が直接、経営相談を行うこと。区役所に中小企業・商工業振興対策等の部署を設置し、専門相談員を配置すること。
- ⑮ 全ての失業者・転職者・労働者の相談窓口を設置し、懇切丁寧な就労支援を行うとともに、労働相談への対応を強化すること。
- ⑯ 京都府と連携して、生活に困窮する市民・学生の生活支援や食料支援を行うこと。
- ⑰ 市民税については納税が困難な市民への減免制度を創設すること。機械的な税徴収や差押えを行わず、納税の緩和制度の周知を図り実施すること。
- ⑱ 物価高騰対策として市民生活支援のため、上下水道基本料金を減免すること。
- ⑲ 水道料金・下水道使用料の福祉減免制度を創設すること。支払猶予制度を継続すること。

## 2 「行財政改革計画」を撤回し、自治体の公的な責任の発揮を

- ⑳ 福祉・住民サービス削減、公共機能を後退させる「行財政改革計画」は撤回し、住民福祉の増進を図ること。
  - ㉑ 独自施策を困難にし、個人情報をも民間に提供し、行政の一元的管理を進める「自治体システムの標準化」は、国に撤回を求めること。
  - ㉒ 地方交付税の性格を歪め、自治体間競争をあおるトップランナー方式をやめること。地方交付税の必要な財源を確保するよう強力に国に求めること。
  - ㉓ 個人市民税の累進制の復活と法人市民税の累進制の強化を国に求めること。法人市民税の超過課税を法定上限の8.4%までただちに引き上げるなど、現行法のもとでも累進課税を強化し税収増をはかること。
- ☆㉔ マイナンバー制度の推進はやめること。マイナンバーを公的書類の要件にしないこと。国に対してマイナ保険証の強制及び保険証廃止方針の撤回を求めること。国が保

- 険証の廃止を撤回しない場合は、すべての被保険者に対し資格確認書を発行すること。
- ☆②⑤ 京都市においてもマイナンバーカードに関わる情報漏洩や不具合が起こっていないか、市として抜本的な調査を行うこと。市民にも情報提供を呼びかけること。
  - ②⑥ 自治体機能を民間大企業の儲けに差し出し、住民自治と地域経済を壊す「自治体戦略2040構想」及び公務の産業化・集約化方針を撤回するよう国に求めること。
  - ②⑦ 本市独自の個人市民税均等割減免制度の廃止は撤回すること。
  - ②⑧ 公的責任を放棄し、住民サービス後退につながる指定管理者制度の導入は行わないこと。現在、導入している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守、雇用の継続など行政水準の後退をまねかないよう、予算措置を含め公的責任を果たすこと。労働者の労働条件の抜本的改善ができるよう見直すこと。利用料金制度をやめること。
  - ②⑨ 公共施設の再編・集約化の方針を撤回すること。
  - ③⑩ 一律の施設保有量の数値目標を前提に作成された「持続可能な施設運営に向けた保有量の最適化方針」は撤回し公的責任を果たすよう、再検討すること。
  - ③⑪ 「京都市資産有効活用基本方針」にもとづく「資産有効活用市民等提案制度」及び「学校跡地の長期的全面的な活用に関する提案の募集要項」は撤回すること。市民の財産である市有地、特に学校跡地については住民の声を聞き、住民とともに、住民のために活用する計画に徹すること。
  - ③⑫ 集約された税賦課・徴収業務を各区役所に戻し、市税事務所は廃止すること。市税の証明書コーナーの統合は行わないこと。
  - ③⑬ 男女共同参画センター（ウイングス京都）は廃止しないこと。DV対策、女性支援、ジェンダー平等を推進する施設として、体制と機能を強化すること。相談窓口に臨床心理士を配置すること。
  - ③⑭ 2022年度に行われた公の施設の使用料の値上げは、施設の公共性や公益性を投げ出すものであり、撤回すること。値上げした料金は元に戻すこと。公の施設へのコスト揭示をやめること。
  - ③⑮ 職員削減をやめて、必要な正規職員を確保すること。市民サービスを低下させ、公的責任の放棄をすすめ、官製ワーキングプアをつくりだす、事務・事業の民間委託化や派遣労働への置き換えはすすめないこと。
  - ☆③⑯ 土木みどり事務所における統合前の双方の業務の偏りが生じることなく市民対応が行える体制を維持すること。専門的技術の継承を計画的に行える人員配置とし、公共の責任を果たすこと。民間委託を拡大しないこと。
  - ③⑰ 広域化に繋がる消防指令センターの共同運用はやめること。
  - ③⑱ 消防職員の150人削減計画は撤回し、人員・装備の両面で常備消防体制を増強すること。2交代制はやめ、3交代制に戻すこと。
  - ③⑲ 児童福祉センター、こころの健康増進センター、地域リハビリテーション推進セン

ターの一体化整備にあたっては、それぞれの施設がこれまで果たしてきた機能を後退させることなく充実し、さらに利用者にとって利用しやすいものとする。施設の跡地については、増大するニーズ（精神、発達障害及び虐待など）に対応する必要性があることから売却しないこと。

- ④⑩ いきいき市民活動センターは、市民活動を保障する公の施設であり、廃止方針は撤回すること。すべての施設にエレベーターと多目的トイレを設置すること。センターのない行政区にも新たに設置すること。値上げした使用料金を元に戻すこと。
- ④⑪ ゴミ収集業務の75%民間委託化方針は撤回し、直営に戻し、公的責任を果たすこと。技能労務職員の採用計画を拡充すること。まち美化事務所の統廃合はやめること。
- ④⑫ 近年、市内全域で局地的災害が増えていることを踏まえ、京都市被災者住宅再建等支援制度の独自適用を復活させること。
- ④⑬ 高齢者のインフルエンザ予防接種料金の減免制度は、非課税世帯を無料にすること。
- ④⑭ 「京都市心のふれあい交流サロン」事業については、閉鎖されたサロンを復活し、より多くの方が利用しやすいように各行政区に独立したサロンとして設置すること。専門の職員を配置すること。
- ④⑮ 敬老乗車証制度の対象年齢、負担金、所得基準を2021年度基準に戻すこと。全ての地域で民間バス・鉄道を含め共通化すること。
- ④⑯ 市営保育所の民間移管方針は撤回すること。市営聚楽保育所は新規入所を再開すること。
- ④⑰ 民間保育園等給与等運用事業補助金については、以下のように改善すること。
  - ・削減した13億円は元に戻し、実態に合わせてさらに拡充すること。
  - ・職員の給与算定にあたり、職員の平均経験年数11年を上限とすることはやめ、経験年数に応じて昇級し、給与を支払えるよう各園に必要な財源を支払うこと。
  - ・保育士配置基準の引き上げを国に求めること。
- ④⑱ 0～2歳児の保育料値上げ方針は撤回すること。
- ④⑲ 学童保育の利用料を元に戻すこと。応益負担を撤回すること。
- ④⑳ 学童う歯対策事業を無料で継続すること。
- ④㉑ 放課後等デイサービスを利用する就学児の利用者負担を元に戻すこと。
- ④㉒ 児童発達支援センター利用者への食費にかかる保護者負担をやめること。
- ④㉓ 児童通所サービス（未就学児）の利用料について、利用日数による利用者負担上限月額区分を復活し、利用者負担の軽減をはかること。
- ④㉔ 重度障害者利用事業所支援補助金は、2020年度の水準に戻すこと。
- ④㉕ 教育リストラを進める学校統廃合・小中一貫校推進はやめること。
- ④㉖ 市営住宅の低収入減額（家賃減免）制度を元に戻すこと。
- ④㉗ 下水道事業への企業債元金償還金に対する一般会計からの出資金の休止はやめること。
- ④㉘ 市民の交通権を保障するため、ダイヤ・系統路線の充実で交通不便地域を解消すること。
- ④㉙ 2024年予定の、今でも初乗り運賃が日本一高い市バス運賃の値上げ方針は撤回し、

値下げすること。バスの均一区間を市内全域に広げること。

⑥④ 「地域未来投資促進法」に基づく、生産緑地・農地を物流センター用地等産業用地に転用する方針は撤回すること。

☆⑥① ライトハウス等への運営費補助金削減をやめ、元に戻すこと。

☆⑥② 中学校の給食は、市内一カ所の給食センターではなく学校調理方式で実施すること。

☆⑥③ 小中学生の給食費は無償とすること。

⑥④ 教員不足が生じていることを踏まえ、正規の教員の採用をふやすこと。当面、非正規の教員の身分保障と処遇改善を行うこと。

⑥⑤ 教職員の長時間・過密な働き方を改善するために、以下のことを行うこと。

- ・変形労働時間制は導入しないこと。
- ・教職員の時間外労働の実態を把握し、時間外労働を減らすこと。
- ・教員1人ずつの持ち授業時間数を減らすこと。
- ・事務職員等学校職員の定数を増やすこと。
- ・休憩時間を確保すること。

⑥⑥ 遠距離通学費補助については、地域や所得にかかわらず全ての小中学生を対象とすること。

☆⑥⑦ 就学援助制度の所得基準額を引き上げ、対象を広げること。援助額の増額・早期支給を行うこと。就学援助項目を拡大すること。多子加算（18歳未満の子が3人であれば23万円、以後1人増すごとに23万円加算）の18歳未満を22歳未満に引き上げること。

#### ◆不要不急の大型公共工事は中止すること

☆⑥⑧ 投資的経費についての中期財政収支試算の規模設定を引き下げ、充分精査すること。

⑥⑨ 北陸新幹線京都延伸計画については、国及び本市をはじめ地元自治体の財政負担が巨額になること、並行在来線の縮小・廃止につながることで、地下水や自然環境、住環境へ悪影響を与えること、残土処理の問題が不明確なことなど課題が山積している。市は計画推進の立場を転換し、国に延伸計画を中止するよう求めること。

⑦⑩ 社会経済情勢の変化、生活様式及び人口減少社会をふまえ、リニア中央新幹線建設計画を撤回するよう国並びにJR東海に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。

⑦⑪ 市内高速道路の未着工3路線計画の廃止方針にもとづいて、速やかに都市計画の廃止手続きを完了すること。堀川通・油小路通の五条～十条間のバイパストンネル計画は撤回すること。

⑦⑫ 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第3工区）の道路拡幅工事は見送りではなく中止すること。

⑦⑬ 国道1号線、9号線のバイパス計画の推進方針を撤回すること。

## 分野別要求項目

### 1 複合災害に備えたまちづくりで、いのち守る市政に

#### ◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を

- ⑦④ 都市流域の浸水に影響がある天ヶ瀬ダム・日吉ダムの事前放流等、適切な運用が図られるよう国の責任で職員配置をするよう求めること。淀川水系流域河川治水計画についても運用方法の再検討、河道内の掘削、護岸工事で堤防強化になるよう管理者に求めること。
- ⑦⑤ 被災者生活再建支援法について「住宅の一部損壊までの対象拡大」や「支援金の上限を300万円から500万円に引き上げ」などの改善を図るよう国に求めること。
- ⑦⑥ 防災担当職員を増員するなど区役所の常時の防災体制を抜本的に強化すること。関係機関との連携を強化すること。避難所に配置する職員を確保するためにも、集約された業務(保健所や税など)を区役所に戻し、区役所の日常的な機能を充実させること。
- ⑦⑦ 「複合災害」を考慮した十分な対策のため、指定避難所・指定緊急避難場所の環境改善を図ること。
  - ・京都市備蓄計画の備蓄目標数を早期に達成すること。避難所運営用資機材及びダンボールベッドやプライバシー保護用機器等の目標数を設定すること。
  - ・トイレの洋式化の早期完了と体育館へのエアコン設置など、指定避難所の環境の抜本改善をはかること。「災害用マンホールトイレ」を抜本的に拡充すること。
  - ・「土砂災害警戒区域内」、「立退き避難が必要な区域内」にある指定避難所については、区域外に確保すること。
- ☆・避難住民の避難所における適切な食事の確保のために、学校の給食施設を活用すること。大規模災害時には避難所となる中学校にも給食施設を設置すること。
- ⑦⑧ 被災者に提供する住宅を被災者の生活圏内に確保すること。
- ⑦⑨ 被災した中小商工業者の事業再建支援は、相談体制を確保するとともに、被害の態様や程度によっては、補助金・給付金その他返済不要の資金援助制度を創設すること。
- ⑧⑩ 被災農業者が早期に営農再開できるよう、農地や農機具・施設の復旧支援を拡充すること。

#### ◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを

- ⑧① 国や府と連携し、速やかに倒木の撤去、急傾斜地・崩落危険箇所の対策を具体化すること。
- ⑧② 民間社会福祉施設の耐震化診断と改修を早期に完了させること。



- ⑧③ 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の避難・誘導體制の整備を定めた計画の策定を京都市の責任において早期に完了させること。
- ⑧④ 消防分団施設（市や地域の施設と共用しているもの、および10㎡未満の消防団施設を含む）の耐震対策を市の責任において早期に完了すること。
- ⑧⑤ 豪雨対策については、近年の気候危機に対応して以下の点を強化すること。
- ・雨に強いまちづくり方針、京都市地域防災計画・災害予防計画（水害予防・地盤災害の防止）について、危機管理部局が総体を掌握し進捗管理を行うこと。
  - ・土砂災害を防止するため、砂防ダムの設置や治山対策の強化を京都府に求めること。
  - ・国・府と協議を行い、浚渫を強化すること。流木や土砂の流入を防ぎ、河川の越水・漏水防止、集中豪雨による急な増水への対策を強めること。
  - ・内水災害を含め浸水対策の年次計画を持ち、河川改修をすすめること。
  - ・災害時の体制を強化するため、土木みどり事務所、上下水道局等の職員を増員すること。集約化した下水道管路管理センターを元に戻すこと。
  - ・公園や学校のグラウンドなどに一時的に雨水を貯留する施設などを計画的に増設すること。
- ⑧⑥ 大規模盛土による開発地域など、宅地の地すべり危険地域マップについて今後も市民への周知を徹底するとともに、国・府とも連携し、対策を強化すること。
- ⑧⑦ 国の規制強化に沿い、市土砂条例を改正し、規制対象面積を3000㎡以上から500㎡以上に強化すること。
- ⑧⑧ 市独自で全ての盛土、切土や建設残土等の調査を行い、災害を未然に防ぐ対策をとること。その際、京都市内全域を危険区域指定対象区域として対策を講じること。
- ⑧⑨ 大岩山について、事業者による是正工事は完了したが、全量撤去がされていないため、今後も定期的に立ち入り調査を行うこと。定期的モニタリング結果を公表すること。
- ⑧⑩ 国の「液状化危険地域対策技術指針」に基づき、京都市独自の対策指導基準を作成し、地域実態調査に基づく液状化危険地域対策を早期に行うこと。
- ⑧⑪ 安祥寺川や四ノ宮川の河川改修事業を早急に完成させること。
- ⑧⑫ 公園の防災設備を増やし、防災機能を強化すること。公園の新設・既設を問わず年次計画をつくること。
- ⑧⑬ 新「耐震改修促進計画」の2025年耐震化率95%目標を必ず達成すること。
- ⑧⑭ まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業を直ちに再開し、使いやすくするために工事費の補助額を増額し、メニューごとの上限額を引き上げること。
- ⑧⑮ 木造住宅及び京町家の耐震改修支援事業について予算の拡充を図ること。また、病院や福祉施設、賃貸共同住宅など特定建築物の耐震化施策の充実を図ること。
- ⑧⑯ マンションの耐震改修支援事業を復活し、活用しやすい制度に見直すこと。
- ⑧⑰ 耐震化の必要な「耐震補強を行う橋りょう」99橋の内、橋りょう健全化プログラム（第3・4期）に位置づけた29橋の改修は、前倒しで完了すること。京都市域の「耐震

補強を行う橋りょう」以外の橋りょう及び国の管理する橋りょうについても、国・府と連携し、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。

- ⑨⑧ 道路のり面の維持・保全について、未対策37箇所対策を急ぐこと。残りの22箇所についても、早急に行うこと。
- ⑨⑨ 山間部の倒木による通行止めや停電を防ぐために、山の持ち主や国、京都府、関西電力等と連携し、未然防止対策を進めること。山中の災害木や間伐対策についても、補助制度の拡充を国や府に求め、市独自としても取り組みを進めること。
- ⑩⑩ 自主防災会への助成金の年間5万円の上限枠を撤廃し、必要額を保障すること。
- ⑩① 消防団員、水防団員の処遇の改善にっそう努めるとともに、団の運営費を増額すること。
- ⑩② 水道・下水道などライフラインの耐震化、老朽管の布設・敷設替えを早急に行えるよう補助制度を抜本的に拡充するよう国に求めること。

## 2 福祉・医療の充実を

- ⑩③ 一般会計繰入を増額し、国民健康保険料を引き下げること。保険料減免制度を拡充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。差押えが禁止されている給付金を原資とする預貯金、生活維持費の差押えはやめること。学資保険や給与の差押えをやめること。
- ⑩④ 国民健康保険制度について、以下の改善を図ること。
  - ☆・18歳以下の均等割を免除すること。
    - ・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。
    - ・入院時の食事代負担の廃止を国に強く求めること。
    - ・高額療養費・特別療養費など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。
    - ・高額療養費・高額介護医療合算療養費の限度額を元に戻す（平成27年7月まで）よう国に求めること。市として補助すること。
  - ☆・特定健診の枠を増やすこと。
- ⑩⑤ 国民健康保険の傷病手当について、傷病一般とすること。また被用者に限らず、対象を自営業者・事業主・「フリーター」にも拡大すること。
- ⑩⑥ 無料低額診療事業の利用者に対し、院外処方による薬代の助成を市独自に行うこと。市として引き続き国への要望を強めること。
- ⑩⑦ 市立病院、京北病院が政策医療に責任を果たし、公的医療機関としての役割が発揮できるよう運営交付金を引き上げること。陰圧室を増設するなど万全の感染症対策をとること。
- ⑩⑧ 市立京北病院が地域医療を支える公的医療機関として役割を果たせるよう、以下の

改善を行うこと。

- ☆・第4期京都市立病院機構中期計画における京北病院の在り方検討会のメンバーに医療専門家の医師や看護師を入れること。
  - ・病院施設の老朽化対策を計画的に行うこと。雨漏りの修繕を早急に行うこと。患者用の入浴施設に浴槽を設置すること。トイレの洋式化を進めること。
- ☆・常勤医師を増員し、医師の働き方を改善すること。内視鏡を更新し、検査等が実施できる医師の確保を急ぐこと。
  - ・早急に人工透析ができる体制を作ること。当面、市立病院への送迎体制を整えること。
- ☆・老人保健施設において介護労働の補助となるリフトの導入等を行うこと。
- ⑩⑨ 市立病院・京北病院で無料低額診療事業を行うこと。
- ⑩⑩ 京都府と協議し、老人医療費支給制度は、負担割合と対象要件を2014年度に戻し、74才まで拡大すること。
- ⑩⑪ 生活保護世帯の検診受診率を高めること。75歳以上の高齢者の検診率をさらに向上させること。
- ⑩⑫ 薬物・アルコール・ギャンブル・ゲーム・ネット依存症等への対策と、民間更生団体への支援を強化すること。断酒会等の自助グループの活動が維持・継続できるように、ひとまち交流館の施設使用料等の補助を行うこと。
- ⑩⑬ 中央斎場は直営を堅持すること。委託された受付・ホール部門を直営に戻すこと。衛生作業員不補充を撤回し、新規採用すること。
- ⑩⑭ 新京都社会福祉会館内の入居費について、入居を希望する団体（旧京都社会福祉会館に入居していた団体等）の負担が増えないように、府と連携して家賃負担の軽減を図ること。入居が困難な団体に対しては、引き続き元待賢小学校の空き教室の使用を継続すること。
- ☆⑩⑮ あらゆるケアラーへの支援を行うために、実態の把握や相談窓口の設置等に取り組むこと。
- ⑩⑯ ヤングケアラーについては、子どもの権利条約に基づき子どもの人権を守るため、支援につなげる枠組みをつくること。

#### ◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を

- ⑩⑰ 国に対して、介護保険サービスの充実を図りながら被保険者・利用者の負担を軽減できるよう、財政措置を講じることを求めること。また、国において、現在検討をしている介護保険制度改正において、①利用料2割負担の対象拡大は行わないこと、②一定所得のある65歳以上の保険料引き上げは行わないこと、③老健施設等の多床室（相部屋）の有料化は行わないこと、④要介護1・2の生活援助等の保険給付外しやケアプラン有料化は行わないこと、⑤保険料納付年齢（現行40歳以上）の引き下げは行わないこと、⑥利用開始年齢（原則65歳以上）の引き上げは行わないこと、など被保険

者の負担増やサービス後退とならないよう求めること。

- ⑪⑧ 京都市独自の介護保険料・利用料の負担軽減措置の拡充を図ること。
- ⑪⑨ 介護度にかかわらず必要な高齢者が入所できるよう特別養護老人ホームの施設整備を行うこと。とりわけ要介護4・5の申請者は、すべてがすぐに入所できるようにすること。
- ⑪⑩ 介護労働者の処遇改善のために市独自の対策を行うこと。
- ⑪⑪ 介護認定給付業務の民間委託を廃止し、元に戻すこと。
- ⑪⑫ 介護予防・日常生活支援総合事業に係る生活支援型訪問介護の単価を引き上げること。
- ⑪⑬ 介護保険制度について、以下の項目の改善を図ること。
  - ・介護保険入所施設及びショートステイにおける食事・居住費の負担軽減のための補足的給付、限度額認定証発行の際の資産要件をやめ、当面2021年7月までの制度（所得階層や資産要件）に戻すよう国に求めること。
  - ・保険料の滞納による給付制限は行わないこと。
  - ・相談件数の増加等ますます役割が重要となり、多忙化する業務に対応するため、すべての地域包括支援センターの体制を早急に増員すること。
  - ・緊急ショートステイ事業の対象を、認知症や虐待に限らず、以前のように家族の葬祭等でも可能とし、家族の介護負担の軽減に寄与する制度に戻すこと。
- ⑪⑭ 養護老人ホームは、市民が求める市内での入所が可能となるように増設・充実すること。
- ⑪⑮ 京都府後期高齢者医療広域連合の人間ドックへの補助制度は7割補助に戻すよう国に求め、京都市としての助成を増やし、受診率を上げること。
- ⑪⑯ 国と京都府後期高齢者医療広域連合に対して、後期高齢者医療費自己負担2割を廃止するよう求めること。
- ⑪⑰ 後期高齢者医療における短期保険証の発行や差押えはやめること。
- ⑪⑱ 加齢性難聴に対する補聴器の購入補助を京都府と連携し、おこなうこと。
- ⑪⑲ 必要とする本人・家族に対して、認知症高齢者GPS、緊急通報システム、あんしんネット119へ連動する住宅用火災警報器、家族介護用品、日常生活用具の給付の制度の周知を図るとともに、その負担軽減や給付額の充実を図ること。
- ⑪⑳ 外国籍市民に対する、高齢者・重度障害者特別給付金を増額し、対象を拡大すること。
- ㉑ 高齢者の働く権利が保障できるよう、シルバー人材センターに限らず非営利・公益団体を支援し積極的に仕事を発注すること。

#### ◆保育、子育て支援の充実を

- ⑬⑲ 本市として子どもの権利を明記した「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。子どもの権利救済機関を設けること。

- ⑬③ 子どもの医療費は、すべての子どもを対象として18歳まで無料にすること。
- ⑬④ 子どもの歯列矯正の保険適用を国に求めること。
- ⑬⑤ 0～2歳児も含め保育の完全無償化を国に求めること。第三子以降の保育料無料化は所得制限をなくすこと。所得減少世帯の減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。保護者の過大な負担を招く保育料への上乗せ徴収は認めないこと。
- ⑬⑥ 保育施設における給食費は公費負担とすること。
- ⑬⑦ 民間社会福祉施設産休等代替職員制度、特殊健康診断廃止の影響を把握し、復活すること。民間社会福祉施設の妊婦通院・時間短縮をそれぞれ補償すること。補償に必要な財源を国に求めること。
- ⑬⑧ 認可保育所の保育士配置基準は緩和せず、本市の基準を引き上げること。また、朝夕の保育士配置基準の緩和をやめて元に戻すこと。どの時間帯も正規職員で配置すること。
- ☆⑬⑨ 保育士の処遇については、公民格差の是正を実現すること。
- ☆⑭⑩ 保育士の宿舍借り上げ事業、キャリアアップ研修、就職フェアなど認可保育所等への支援については、小規模保育事業も対象ととすること。
- ⑭⑪ 民間保育園でのプール事故防止のため、監視員が配置できるよう市が財源を保障すること。
- ⑭⑫ 児童福祉センターは、児童福祉司配置の拡充など体制の強化を図ること。
- ⑭⑬ 小規模保育事業、家庭的保育事業の耐震化率が100%となるよう支援を強化すること。
- ⑭⑭ 児童館は全学区に配置し、必要に応じて複数設置すること。児童館事業の専任職員を複数配置すること。
- ⑭⑮ 学童保育は、放課後の学び、生活の場にふさわしく以下のように改善すること。
  - ・大規模学童保育所、施設外クラスは分割し、新たに独立した学童保育所を設置すること。
- ☆・全学区に独立して設置すること。放課後ほっと広場は、学童保育として設置すること。
  - ・設置基準の算定基礎となる「児童の数」は登録児童数とすること。
  - ・支援の単位ごとに複数の専任職員を正規職員で配置すること。
  - ・設置基準については国に拡充を求めること。
- ⑭⑯ 共同学童保育を含む「地域学童クラブ事業」に対する助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。多子世帯、ひとり親世帯の減免ができるよう助成すること。
- ⑭⑰ 児童館担当職員、学童保育担当職員、放課後ほっと広場担当職員すべてに対する賃金・処遇改善を行うこと。職員の休憩や休暇を保障する代替職員配置の加配制度を設けること。運営については、指定管理者制度ではなく、社会福祉法人等非営利民間事業所への委託事業とすること。
- ⑭⑱ 京都府労働委員会の命令に従い、労働組合との団体交渉に応じること。
- ⑭⑲ 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を

直ちに賃金として位置づけ、最低賃金を保障すること。

- ⑮ ひとり親家庭等に対する医療費補助の所得基準引き上げなど、生活支援を強めること。
- ⑯ 生活困窮世帯、ひとり親世帯の子ども・若者への学習支援を一層拡充すること。
- ⑰ 「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」を増額し、運営費も補助すること。
- ⑱ 現在1年待ちとなっている発達診断の待機を解消するため、体制の拡充等対策を図ること。
- ⑲ 虐待を受けた児童や障害のある児童の入所が増加している実態に鑑み、児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げること。賃金・労働条件の抜本的改善を図ること。宿直勤務を夜勤勤務として位置づけること。
- ⑳ 「こんにちは赤ちゃん事業」を担っている助産師等の報酬を専門性に見合った額に引き上げること。
- ㉑ 乳幼児健診については、早期療育の観点から3歳児健診の時期を早め、5歳児健診も実施すること。
- ☆㉒ 京都市としてプレイパーク事業を実施し、専任のプレイリーダーを雇用し、公園や里山の整備を行い、プレイパークの箇所数を増やすこと。

#### ◆障害者福祉の充実を

- ⑳ 発達支援事業所への通所支援について、幼稚園・保育所等の平行通園している児童に対する負担軽減を図ること。
- ㉑ 発達検査の待機期間の短縮に向け、児童福祉センターの担当職員を増員すること。
- ㉒ 障害が重く、支援が必要な人ほど負担が増える「応益負担」をやめるよう国に求めること。障害者福祉サービス利用支援策「新京都方式」を堅持し、さらに非課税世帯の無料化など拡充を図ること。
- ㉓ 65歳以上の障害者に対して、本人の不利益とならないように、必要に応じてこれまで受けていた障害福祉サービスが継続できるよう徹底すること。
- ㉔ 介護保険のサービス利用枠を超える障害者福祉サービスの利用についてさらに周知するとともに、その条件を大幅に緩和すること。介護保険優先の原則を廃止するよう国に求めること。
- ㉕ 重度心身障害者医療費助成制度、重度障害老人健康管理費支給制度について、精神障害者をただちに対象とすること。すべての障害について3級まで対象を拡大すること。
- ㉖ 障害者の入所施設やグループホーム、短期入所枠は、不足している実態をふまえ、市営住宅の活用も含め公的責任で計画的に増やすこと。グループホームの運営について、国の報酬に対し市独自に上乘せすること。
- ㉗ 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。日常生活用具の対象に日常生活に欠かせないパソコン等を加えること。
- ㉘ 障害者スポーツ施設を南部にも設置すること。値上げされた利用料・使用料を元に

戻すこと。

- ①67 聴覚に障害のある方の社会参加をさらに進めるため、手話通訳者の養成を促進するとともに、報酬をさらに引き上げること。
- ①68 福祉乗車証の適用地域は敬老乗車証と同一にすること。
- ①69 福祉タクシーのチケットについては、タクシー料金の値上げを反映し、交付枚数を増やすこと。

#### ◆生活保護・生活支援の充実を

- ①70 憲法25条に基づく生活保護行政について、以下の改善を図ること。
  - ・引き下げた生活扶助・住宅扶助基準を引き上げるよう国に強く求めること。
  - ・「生活保護の申請は市民の権利です」と市民誰もが利用できる制度であることをポスターやテレビなどで繰り返し周知徹底、広報すること。
  - ・就労と収入増をめざす取組みについては、心身の健康状態等に十分配慮し、機械的な就労指導とならないようにすること。
  - ・扶養照会を行わないこと。
  - ・老齢加算の復活を国に求めること。
  - ・ケースワーカー1名に対して、80世帯以下の配置とすること。緊急時においてもケースワーカーが受け持ちの世帯への対応を最優先できるよう体制をとること。
  - ・生活福祉課への福祉職の配置率を高めること。憲法第25条の理念に則って生活保護行政が行えるよう職員教育を充実させること。市民の権利を守るケースワーク技術の蓄積と継承が図れる体制とすること。
  - ・保護開始に当たっての法定期限（14日）を厳守すること。
  - ・制度開始以降の資産調査はしないこと。
  - ・酷暑から生命を守るため、夏季見舞金を創設すること。すべての利用者がエアコン設置・修理できるよう保障するよう国に要望すること。市独自の補助を行うこと。
  - ・「医療券」方式を改め「医療証」にすること。
  - ・捕捉率を調査し、生活保護行政の充実を図ること。
  - ・中高生への学習援助をさらに強化すること。支援者への適正な報酬を保障すること。
  - ・経済的理由により大学等進学をあきらめることがないように、高校進学と同様に大学等進学の際にも、生活保護の対象なるよう国に求めること。
  - ・加齢性難聴の補聴器を治療材料として給付するよう、ひきつづき国に求めること。
- ①71 ホームレスの生活を保障するとともに、自立支援を強化すること。
  - ・ホームレスの生活保護適用にあたっては、現所在地保護とすること。その上で、居宅確保を原則とすること。一時保護施設に入所した場合も、すみやかに保護認定した上で希望に応じて居宅を確保し、地域での生活がおくれるよう責任を果たすこと。
  - ・自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。

- ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。
- 緊急一時宿泊事業については、利用者の人権が保障され、必要とする全ての人が利用できるよう、施設を増やし、個室化・バリアフリー化など、施設整備をすすめること。行政の責任で入居者が当面生活を営むための必要経費を支給すること。
- ⑰② 休止された中央保護所を再設置し、機能を高め充実すること。救護施設は市の責任で設置し、地域住民の理解が得られるようにすること。
- ⑰③ 市営葬儀事業を復活させること。深草墓園の使用料の負担を元に戻すこと。
- ⑰④ 夏季歳末生活資金貸付事業を復活し、要件の緩和や貸付限度額の生活実態に応じた引上げ等、改善を図り、通年化すること。生活保護受給者も対象とすること。

### 3 市民のくらし・営業を守る市政運営を

#### ◆中小企業、伝統産業・商工業の振興と雇用・労働対策の強化を

- ⑰⑤ 中小企業振興のために以下の内容の具体化を図ること。
  - 全庁挙げて、京都市職員が直接全ての事業所を訪問し中小企業、小規模事業者（家族経営、個人商店、自営業者など）の実態把握に努めること。さらに、広く関係者の参加と討議を経て、市において中小・小規模事業者の振興計画を立案すること。
  - 市全体とともに、各局・各区役所など毎に官公需の中小企業への発注目標率を設定し、その実現を目指すこと。WTO案件については、分割発注できるよう工夫し、市内中小・小規模事業者の活性化を図れるようにすること。
- ⑰⑥ 公契約基本条例の内容と運用について、以下の項目の具体化を図ること。
  - 現場労働者（いわゆる一人親方を含む）の報酬額の最低限度額を定める賃金条項を設けること。
  - 雇用の継続についての項目を設けること。
  - 条例の適正な運用を担保するため、立ち入り調査を行える規定項目を設けること。
- ⑰⑦ 地域経済活性化と地域建設業者等の育成につながり、波及効果も大きい住宅リフォーム助成制度・商店リフォーム助成制度を創設すること。
- ⑰⑧ 観光政策の基本に伝統地場産業や街並み、歴史的景観など地域資源の維持・保存と市内循環型経済を位置付けること。
- ⑰⑨ 「宿泊施設拡充・誘致方針」は廃止し、宿泊施設の総量規制を行うこと。既存旅館等への具体的支援を強化すること。
- ⑰⑩ 雇用政策と労働者保護を担当する部署を復活し、体制の強化を図ること。市独自の雇用創出、企業への雇用要請の取り組みを強めること。
- ⑰⑪ 高齢者・障害者の雇用対策を強めること。
- ⑰⑫ 中小企業に対する本市制度融資の保証料及び利子の更なる軽減・補給を行うこと。



- ①83 市に融資窓口を設置し、市が責任を持つ「あっせん融資制度」を復活させること。
- ①84 企業立地促進制度補助金については、大企業を除外した制度にすること。
- ①85 原材料の仕入れ先から製品の納品先までの流通、販路、単価の動向、雇用を含む市内産業の地域内再投資について調査・分析をすること。分析結果に基づき、原材料などの地元調達と正規雇用の拡大を進め地域内循環経済を実現すること。
- ①86 社会インフラの整備を担う建設業の人材不足は深刻であり、技術力・専門力の強化と、担い手確保・育成について振興計画を立案し、具体化すること。
- ①87 伝統産業振興予算を抜本的に増額すること。京都市が指定した伝統産業74品目に関わる実態調査を行うこと。喫緊の課題である後継者育成を進めること。伝統産業従事者のつくり手に直接支援すること。伝統産業設備改修等補助制度については通年で申請できるようにし、半減された予算は元に戻すこと。販路拡大支援は、大規模な展示会やネットの活用支援だけでなく、自主的に開催されている異業種での新作発表会など小規模な取り組みについても支援を行うこと。
- ①88 西陣織産地の絹織物職人の工賃を引き上げるとともに、以下の点を強化し、総合的な産地振興を図ること。
- ・西陣織物産地の製造機能を守るために、織機の部品、道具類を確保すること。織機のメンテナンスを行える職人を確保し養成すること。
  - ・産地の関連製造工程の職人も参加する協議会を結成組織し、産地に関わるすべての人の知恵と力を集めて政策検討を行う場をつくること。
  - ・西陣産地内に研究や試作を行える機能を持った施設（元染織試験場に匹敵する）を復元すること。
- ①89 友禅職人の工賃の引き上げ、各種工程の維持のための育成資金の大幅増額で後継者育成等支援をさらに進めること。
- ①90 大規模小売店舗立地法は、需給調整が可能となるよう、法改正を国に求めるとともに、市独自の需給調整を含めた仕組みを作ること。事実上の大型店誘致政策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。
- ①91 大規模小売店舗・中規模小売店舗設置者に対し、地域団体への加入や協力を求め、「地域・社会貢献実施報告書」の提出は設置から2年に限らず、店舗が営業を続けている間は毎年提出するよう改めること。地元調達や雇用拡大、下請け単価や仕入れ値の改善等、その社会的役割が発揮されるよう働きかけること。
- ①92 「商店街振興条例」の具体化、推進に当たっては、一つひとつの商店街の実態調査を行い、小売店・商店街の振興を図るものとする。規模の小さい商店街や、商店街の解散などで、支援が届かない個人商店の実情をつかみ支援すること。
- ①93 中央卸売市場第一市場の再整備については、整備事業費の圧縮に努めること。また、一人ひとりの場内事業者の声を聞き事業者の移転にかかる費用の補助制度を拡充すること。水産棟の使用料の値下げを行うこと。青果棟の使用料は値上げしないこと。

- ①94 買物弱者についての実態調査を行い、産業観光局・保健福祉局・都市計画局・区役所等関係局が連携を強め、地元事業者、団体と協議し対策を早急に具体化すること。

## ◆農林業の振興を

- ①95 国に対して以下のことを求めること。
- ・食料自給率を当面50%（カロリーベース）に引き上げること。
  - ・米の需給調整政策を放棄しないこと。
  - ・米直接交付金を復活させ、価格保障・所得補償を行うこと。
  - ・米の生産と流通に国が責任を持つこと。
  - ・農林業予算を大幅に増額し、後継者の育成、家族・集落営農への支援を強めること。
- ①96 国連「家族農業の10年」キャンペーンに取り組み、SDGsの推進目標に基づく京都市特有の家族農業経営の活性化推進計画を策定・具体化し、以下の点を推進すること。
- ・家族農業者に後継者支援制度を適用すること。新規就農者の育成のため、農業振興センターを中心に支援をさらに充実すること。
  - ・直売場の開設、学童農園、体験農園、観光農園などの取り組みを支援すること。
  - ・中山間地の集落営農を守るため、耕作放棄地対策、担い手支援、域内販路開拓、農業施設整備などを強めること。
  - ・共同利用機械の導入支援や、農業機械への支援は更新時も含めて支援すること。中古の機械も対象にするなど拡充すること。兼業農家の営業を支援すること。
- ①97 生産緑地の保全・拡大を市の責任で行うとともに、市内農地を守る対策を強めること。特定生産緑地の指定申請について、該当する農業者に周知や相談を徹底し、面積を維持すること。京都市の農業振興センターも体制を強化し、生産者の意向を十分把握し、個々の農家の営農相談、作物の生産指導等を行うこと。
- ①98 学校給食と連携し、地消地産の農業を促進すること。学校給食における、京都市内食材の利用率を引き上げること。地域食材の利用にあたっては適切な価格で買い取ること。
- ①99 耕作放棄地を解消するために、農道整備や畦の草刈り、用水路の整備等の農業基盤整備を進め、農業生産への利用を促進すること。
- ②00 種子法復活を国に求め、京都府にも種子条例創設を求めること。改正された種苗法をもとに戻すよう国に求め、自家栽培の現状を保持すること。農家の種苗研究・開発を支援すること。種苗の価格高騰対策を強化すること。
- ②01 農林業と市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の捕獲、追い上げを強化すること。捕獲補助金を拡充すること。防護柵補修費にも補助金を交付すること。
- ②02 持続可能な森林づくりに取り組み、自伐型林業を支援、強化すること。
- ②03 市内林業の振興を図るために以下の取り組みを進めること。
- ・林業の担い手確保、地位向上を図ること。

- ・製材所の悉皆調査を行い、国産材の流通の現状を把握し改善を講じること。

## 4 気候危機打開に向けて脱原発推進と再エネ普及の強化を

- ⑳④ 温暖化対策については、計画を見直しバックキャスティング（逆算方式）で温室効果ガス2030年60%以上削減（2013年比）、2050年温室効果ガス排出量ゼロ目標を前倒しで達成すること。
- ⑳⑤ 地産地消型の分散化エネルギーの普及を強化し、再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めること。少なくとも公共施設のRE100（再エネ、省エネ、断熱化100%）化をすすめること。RE100の観点から、Z E H基準を抜本的に引き上げること。
- ⑳⑥ CO<sub>2</sub>を吸収する豊かな森を育むためにも、倒木や間伐材等を活用し、小型（小規模）木質バイオマス発電等に取り組むこと。熱利用についても取り組むこと。
- ☆⑳⑦ 汚染水（アルプス処理水）の海洋放出は「漁業者など関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」という約束を公然と投げ捨てるものであり、放出を中止するよう国に求めること。
- ⑳⑧ 国及び関西電力に対して、原子力と石炭火力から直ちに脱却し、再生可能エネルギーを優先する基本計画に見直すよう、以下の内容を求めること。
  - ・ただちに原発ゼロの立場に立つこと。国・関西電力に対し、高浜原発1・2・3・4号機、大飯原発3・4号機、美浜原発3号機の稼働停止を求めること。
  - ・再生可能エネルギーの大量導入、飛躍的普及のため、再生可能エネルギー100%を視野に入れ2030年目標をさらに引き上げること。
  - ・京都市内において導入される際には、森林伐採や山間部造成を伴うメガソーラーではなく、地域分散型のシステムとすること。
  - ・固定価格買い取り制度の堅持及び拡充などのインセンティブが働くよう改善を図ること。
- ☆⑳⑨ 太陽光発電等設置補助金を復活すること。
- ⑳⑩ 「京都市地域防災計画」の「原子力災害対策編」について、以下の点を強化すること。
  - ・避難計画は国の原子力災害対策指針に基づき、京都市全域を対象に変更すること。
  - ・市内観光客等、一時滞在者の避難計画を策定すること。大学等の協力を得て、京都市として独自の放射性物質の拡散、被害予測の手法を研究すること。
  - ・同意権など原発立地自治体と同等の協定を締結するよう、国だけではなく、関西電力にも求めること。
  - ・安定ヨウ素剤の備蓄と配布は、国や関西広域連合とも連携してUPZ内にとどめず、全市域に拡大すること。
- ☆⑳⑪ 国の指針で削除された避難所の事前モニタリング（汚染状況の確認）、簡易除染は必要であり、市として独自の基準を設けること。

## 5 ジェンダー平等社会の実現をめざして

- ⑳② ジェンダーギャップ指数は、2023年世界経済フォーラム 6月21日発表では、146カ国中125位と低下している。ジェンダー平等を本市のあらゆる施策の根幹に据えること。男女共同参画にとどまらずジェンダー平等を推進するために条例を制定し、施策を推進する局を新設すること。
- ⑳③ 令和4年11月市会における「女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する環境整備を求める意見書」の採択も踏まえ、市として女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を国に求めること。
- ⑳④ 女性活躍推進法における情報公表制度の実施を踏まえ、企業に対して男女ともに働きやすい職場環境となるよう働きかけること。
- ⑳⑤ 第5次男女共同参画計画の推進について、以下の取り組みを強化すること。
- ・国に対してILOの「仕事の世界における暴力及びハラスメント」に関する条約を批准するよう求め、ハラスメント根絶に向け、実効ある対策ができるよう引き続き法改正を求めること。
  - ・市職員の同性パートナーを家族と認め、異性夫婦と同等の手当等の支給をすること。民間事業所にも同様の制度の実施を働きかけること。
  - ・男性の京都市職員・教職員の出産休暇の取得目標を定めること。育児休暇の取得目標は大幅に引き上げ、さらに取得日数の目標を定め、早期に達成すること。管理職員について京都市イクボス宣言100%を目指し、産休・育休の取得を実効あるものとする。
- ☆・職員の労働時間短縮など、労働環境を改善すること。
- ・審議会委員への女性の登用率をさらに高めること。
- ⑳⑥ 性的少数者の権利保障に取り組むこと。
- ・LGBT／SOGIの当事者及び支援者等を含め幅広くアンケート等を行い、意見要望を継続的に聴取し、施策に反映すること。
  - ・常設の「専門相談窓口」「コミュニティスペース」を設置し、臨床心理士の資格を持つスタッフを常駐させること。
  - ・パートナーシップ宣誓制度を創設した自治体として、人権・個人の尊厳を守る立場から、同性婚を認めるよう国に対して求めること。
  - ・パートナーシップ宣誓制度は、当事者の声を聞き、さらに利用しやすい制度へと改善すること。新たにファミリーシップ宣誓制度の導入も検討すること。
  - ・多機能トイレの未設置の市施設を明らかにし、すべての施設に設置すること。
- ⑳⑦ DV・性暴力の対策を強化すること。
- ・民間シェルターへの補助を拡充すること。市独自でも公的シェルターを設置し、スマートフォンや携帯の支給、Wi-fi利用などの支援をおこない、被害者が安心して過

ごせる住宅環境を保障すること。

- DV相談支援センターや犯罪被害者支援センターの相談の増加に見合う体制や処遇改善、相談時間、継続的支援の拡充を行うこと。
  - デートDV、性暴力や性虐待、中絶や緊急避妊薬等、中高生や若者への教育・啓発活動を強めること。
  - 性犯罪被害者相談窓口を府や民間任せにせず、市として創設し、ワンストップの継続的な支援体制を確立すること。京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター京都SARAへ、京都市も財政支援を行うこと。
  - 性暴力や性虐待等の相談窓口や支援が受けられる施設の周知を強化すること。
  - 区役所・支所にも相談に対応できる専門家・職員を配置すること。
  - 加害者更生支援の専門機関を創設すること。
- ⑳⑧ リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立ち、以下の点に取り組むこと。
- 学校教育の場で科学的な包括的性教育を導入し、子どもの権利条約やジェンダー平等、人権尊重の立場で教育内容の充実を行うこと。
  - すべての公共施設のトイレに生理用品を備え付けること。
- ☆ 公共施設の女性トイレの設置数を増やすこと。
- ⑳⑨ 京都市自殺対策計画にLGBT／SOGIを盛り込むこと。女性や若者の自殺対策を強めること。
- ⑳⑩ 犯罪被害者等支援については、市として住居の保証人となるなどの支援制度を創設し、セキュリティーの高い住居への転居費等の助成金交付を行うこと。

## 6 競争と格差拡大の教育を改め、どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を

- ⑳⑪ 教育予算を増額し、教育条件を整備・改善すること。
- 市独自に35人学級を小中学校全学年でただちに前倒しして実施すること。さらに30人以下学級を目指すこと。
  - 学校経常運営費を増額すること。
  - 全ての市立学校の特別教室及び体育館に断熱材、エアコンを設置すること。
  - 全ての市立学校の図書館に、専任の司書を配置すること。
  - 老朽化したトイレの洋式化、快適化の整備事業を早期に完了すること。全ての市立学校の女子トイレに生理用品を設置すること。
- ⑳⑫ 適正規模を超える学校は新設を図るなど早急に解消すること。生徒数が1000人を超す31学級の神川中学校については、すみやかに学校の分離新設を図ること。
- ⑳⑬ 学校公演に対する補助事業を創設し、学校公演を学校行事として位置づけ、子ども

たちが学校で演劇や音楽などの舞台芸術を鑑賞する機会を増やすこと。

- ②④ 学校の序列化や過度な競争につながる全国学力テストには参加せず、国にやめるよう求めること。
- ②⑤ 高校教育の完全無償化を国に求めること。朝鮮学校にも無償化措置の適用を府に求めること。
- ②⑥ 交通費、子どもの通学の負担を軽減するためにも、近隣の高等学校に進学できるよう定員を確保すること。
- ②⑦ 学校、教育現場から体罰を一掃すること。いじめ、暴力、薬物乱用、学級崩壊の現状を正確に把握し、困難な事例については教育委員会として学校への支援体制を強化すること。
- ②⑧ スクールカウンセラーの配置日数を増やすこと。スクールソーシャルワーカーを全校に配置し配置日数を増やすこと。
- ②⑨ 学校の中に不登校及びその傾向のある児童・生徒がいつでも行ける居場所を確保し、教職員を配置すること。ふれあいの杜を増設すること。
- ②⑩ 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。高等部卒業後の発達・進路を保障すること。
- ②⑪ 育成学級の編成基準については、通常学級の複式編成と同様に、児童生徒の発達段階の差を加味して2学年以内で編成すること。専門的知識のある正規の職員を配置すること。
- ②⑫ 発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。LD等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。
- ②⑬ 「教員評価にもとづく給与査定」はやめること。教育実践功労表彰等はやめること。指導力判定委員会、資質判定委員会は廃止すること。
- ②⑭ 食育充実に向けて、栄養教諭は複数校兼務ではなく、1校1名の配置を行うこと。学校給食の地域区分数を増やし、府内産も含めて地消地産を進め、有機農産物の採用等、安全な学校給食を実施すること。給食のパンや食材の小麦は国産の使用を拡大すること。
- ②⑮ 「中学校運動部活動ガイドライン」「小学校運動部活動等ガイドライン」にもとづく実施状況を検証し、部活動指導員の活用と科学的知見・教育の条理をふまえた指導を重視すること。部活動の成績を人事評価に反映しないこと。保護者、児童生徒の声を聞くこと。
- ②⑯ 校則については、各学校のホームページに公開すること。「子どもの権利条約」の立場から見直すこと。
- ②⑰ 義務教育に係る副教材や修学旅行費等は無償とすること。
- ②⑱ 元小学校・中学校については、トイレ等の改修、耐震改修を行い、炊き出しに効果のある給食施設建設等、地域の避難場所等地元活用施設として維持・管理を行うこと。

- ⑳ 憲法に保障された内心の自由を侵す「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。道徳教育によって、特定の「徳目」の押しつけや内心の評価をしないこと。

## 7 青年がいきいきと住み続けられる京都市を

- ☆㉑ 市立芸術大学について、学費減免・納付猶予にとどまらず入学金や授業料の引き下げに取り組むこと。学生の練習場・制作活動・自主的発表のための施設提供を無償で行うこと。球技のできる野外グラウンドや部活動のBOXについて、市の責任で確保すること。
- ㉒ 経済的な理由で学業を続けられなくなる大学生等を生まず、安心して学べる環境のために以下の対策をはかること。
- ・国に対し高等教育無償化の実現を求めるとともに、市独自の給付制奨学金制度を創設すること。
  - ・大学支援にとどまらず、学生への直接支援の制度を創設すること。
  - ・既卒者の奨学金返済の助成・免除制度をつくること。
  - ・奨学金への利子補給制度を作ること。
- ㉓ 京都市に関わる機関や団体等において、非正規労働者の正規雇用化をすすめること。市内各企業にも同様の趣旨を呼びかけること。
- ㉔ 違法な働き方を根絶し、ジェンダー平等の推進によって、若者が安心して就労できるよう以下の方策を採ること。
- ・学生の実態調査を行い、市として独自に雇用創出に取り組むこと。
  - ・市内から労働法規違反の事業所をなくすよう、労働局・府との連携を強化し、悪質企業名の公表など実効ある手立てを尽くすこと。
  - ・就職活動におけるハラスメント対策を強化すること。
  - ・京都市として独自にアルバイトや非正規労働者の実態調査を行い、身近な相談窓口・対策室などを充実させること。
  - ・高校生・専門学校生・大学生に対して、労働局・府・教育機関と連携し、労働法の教育を行うこと。特に大学・専門学校の新生に対して、労働法についてのガイダンスを行うよう大学・専門学校に申し入れること。
  - ・「わかもの就職支援センター」の周知と機能の強化、体制の充実を進めること。
  - ・違法な働かせ方や雇止めが横行している青年・学生アルバイトへの対策を抜本的に強化すること。
- ㉕ 大学のまち京都として、地下鉄定期券割引率を政令市平均まで引き上げること。高校生の定期券割引率も引き上げること。
- ㉖ 京都府就労・奨学金返済一体型支援事業へ京都市としても独自の上乗せをすること。

返済補助制度をつくること。

②46 若い世帯や青年労働者などへの家賃補助制度を創設すること。

②47 青少年活動センターを全行政区・支所単位に設置すること。

## 8 文化・芸術、市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を

②48 京都の文化芸術の灯を消さないため、以下の点に取り組むこと。

- 個人・フリーランスをはじめ、国の制度の対象外となっている文化芸術関係者に対して、京都市が独自に支援すること。
- 「Arts Aid KYOTO～京都市 連携・協働型文化芸術支援制度」は、文化芸術関係者自らが資金を集める仕組みを改め、直接支援の制度とし、予算規模も拡大すること。審査内容を公開すること。
- コロナ対策等のため、自主的に催しの収容人数等を制限、または中止する場合の支援を行うこと。
- 減収状況や必要な支援策など、文化芸術関係者へのヒアリングや実態調査を行い、京都市の文化政策に反映させること。

②49 京都市美術館の運営にあたっては、以下の項目に留意すること。

- 直営を堅持し、指定管理者制度は導入しないこと。
- 公営美術館として、企業の利益を優先する運営はおこなわないこと。学芸員は直営の正規職員を増やすこと。
- 運営にあたっては、公募団体を含めた運営協議会（仮称）を設置し、専門家や美術団体の意見を聞いて反映させること。
- 入館料及び使用料は値下げすること。公募展及び教育関係の展覧会の使用料には、減免制度を設けること。会議室等を安く使えるようにすること。
- 付属棟を変更したレストラン設置計画を見直し、安価で市民が使いやすい展示スペースとして活用すること。

☆ 「京都市美術館友の会」制度を復活させること。

②50 京都会館の利用料を値下げすること。館内環境については、文化芸術関係者の意見を聞き改善すること。

②51 音楽、ダンス、演劇、伝統芸能などに、市民が日常的に親しめるよう、以下の点に取り組むこと。

- 京都市が主催する文化事業の鑑賞料金は、さらに低くし、子どもの料金は無料とすること。
- 京都コンサートホールでの「子どもたちのための音楽鑑賞教室」に加え、京都市交響楽団員による小中学校への巡回演奏もおこなうこと。
- 子ども舞台芸術鑑賞支援事業等は、身近に舞台芸術にふれられるよう、また、文化



芸術関係者の仕事創出につながるよう、京都の音楽・ダンス・演劇・伝統芸能関係者等と連携し進めること。

- 市の文化施設のバリアフリー化、多機能トイレの設置を急ぐこと。
- 地域文化会館を全行政区に設置すること。文化芸術活性化パートナーシップ事業の団体を増やし、市民の鑑賞機会と鑑賞施設を増やすこと。民間文化施設への補助制度をつくり、市民が低料金で使えるようにすること。
- ②⑤ 球技やスケートボードをはじめ、市民が予約不要で気軽に利用できるスポーツ施設・公園を増やし充実を図ること。全行政区に地域体育館を設置すること。
- ②⑥ スポーツ施設の改修や設備・機器類の充実、人員体制、市民から寄せられる相談・要望については、指定管理業者任せにせず、市が責任を持って対応すること。地域体育館の管理事務所等には施設ごとに複数の人員を常駐させること。バリアフリー化と多機能トイレの設置を急ぐこと。
- ②⑦ 横大路運動公園の再整備、水垂運動公園の整備にあたって、PFI手法ではなく、京都市直営で早期に整備・管理・運営を行うこと。
  - 当面、屋外トイレの改修については、再整備を待たず早急に行うこと。
  - 体育館の改修や設備機器の充実についても計画を作ること。
- ②⑧ 文化・スポーツ施設の利用料を引き下げること。高校生・専門学校生を含む青年や高齢者の割引制度を導入し拡充すること。「京都市キャンパス文化パートナー制度」については、スポーツ施設などにも利用を拡大するとともに、京都市美術館の企画展も対象とすること。
- ②⑨ 学区ごとに、市民が無料または低料金で気軽に使える集会所・公民館をつくること。区役所の会議室等も市民に広く開放すること。

## 9 環境対策とごみ減量推進を

- ②⑦ あらゆる焼却灰溶融施設の検討を中止すること。
- ②⑧ ごみゼロ社会をめざすことを宣言し、以下の内容に取り組むこと。
  - OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度について、国に対して早期導入を図るよう引き続き要望すること。他都市、業者、住民団体と協同して京都市主導のモデル事業を実施すること。
  - 特定レジ袋を廃止すること。
  - かん・びん・ペットボトルの混合収集を改め、分別品目を拡大すること。電池など全地下鉄駅で拠点回収実施すること。
  - 「燃やすごみ」袋代を値下げすること。「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。「財源活用事業」をやめること。
- ☆・生ゴミの堆肥化を推進すること。

- ②59 岡田山については全量撤去を行うこと。市の責任で民間事業者の整備計画を見直し、岡田山及び周辺環境調査を常時行い公開させること。引き続き、鎮守池周辺の不法投棄対策、環境の再生にとりくむこと。
- ②60 醍醐陀羅谷の産廃処分場計画は認可しないこと。
  - ・近隣自治体とも連携し同地域での産廃持ち込み、不法投棄を許さないこと。
  - ・市独自でのパトロール強化、監視カメラの設置、河川の水質調査を行うこと。

## 10 安心して住み続けられるまちづくりを

- ②61 「新景観政策」を壊す大企業呼び込み型規制緩和・開発はやめること。
  - ・都市再生緊急整備地域は、地域指定を解除すること。
  - ・高さ・容積率の規制緩和をやめること。
- ②62 史跡・文化財については、保護を第一とし、開発を優先した現状変更等を行わないこと。
- ②63 世界遺産を守るためバッファゾーンにおけるホテルやマンション建設等の規制を強化すること。同地域での開発計画が明らかになった場合には、世界遺産条約とその履行のための作業指針にのっとり、世界遺産委員会へ報告し助言を求めること。
- ②64 「世界遺産『古都京都の文化財』包括的保存管理計画」を改定し、市民が意見を述べられる市民参加の仕組みを設けること。市独自で「世界遺産保護条例（仮称）」を制定すること。
- ②65 世界遺産仁和寺門前ホテルおよび相国寺北門ホテル建設計画の特例許可を撤回すること。
- ②66 世界遺産下鴨神社とその周辺の景観・環境を守るため、大型倉庫の建設を中止させること。
- ②67 世界遺産である二条城の第2駐車場を廃止し、元に戻すこと。それまでの間は、周辺住民との「協定書」を誠実に履行すること。
- ②68 住宅宿泊事業法に基づく「民泊」、旅館業法に基づく「ホテル・旅館」・「簡易宿所」について、以下の内容を含む条例改正を行うこと。
  - ・全ての宿泊施設に管理者常駐を義務づけること。
  - ・木造住宅密集地、路地奥、社会福祉施設周辺での立地を規制すること。
  - ・連棟における「民泊」「簡易宿所」は認めないこと。
  - ・近隣住民等から求められた際の協定書を義務規定とすること。
- ②69 旅館業への用途変更に伴う住宅改修は、面積にかかわらず建築確認申請を義務づけ、完了検査も実施すること。
- ②70 旅館業・住宅宿泊事業者、住民間の紛争を調整・調停する制度を設けること。近隣住民から要望がある場合には、市職員が説明会や話し合いなどの場に立ち会うこと。

- ②71 危険家屋対策については以下の内容を行うこと。
  - ・老朽危険家屋・樹木等による住環境阻害への対策を強めること。解決に向けて具体策を講じる権限と人員を区役所・支所に配置すること。
  - ・市内全域を対象にした危険家屋の老朽木造建築物除却事業の対象範囲を広げること。
- ②72 低所得者に対して、民間賃貸住宅の家賃補助制度を創設すること。
- ②73 市営住宅については、憲法に基づく「人権としての住まい」に対する自治体の責任を果たし、以下の改善を行うこと。
  - ・不足している市内中心部はじめ、市営住宅の新規建設を行うこと。
  - ・京町家を含め、民間が所有する空き家を市営住宅としても活用すること。
  - ・「改良住宅」については、公営住宅と同じ位置づけで管理戸数を減らさないこと。
  - ・公募戸数を増やし常時募集にすること。とりわけ、単身者向けの公募戸数を増やすこと。
  - ・エレベーター設置を早急にすすめること。その際、入居者の負担増にならないようにすること。
  - ・市営住宅団地再生事業において、跡地の売却、定期借地等の処分をしないこと。公共用地として活用する場合においても、周辺住民の声を聞き、要望に応じて活用を検討すること。
- ☆ 市営住宅団地再生事業において、住戸面積については、水準を引き下げず「住生活基本計画」における誘導居住面積を指針にすること。
- ☆ 豊かな住まいを提供する公営住宅の責務を果たすため、家賃を引き下げること。
  - ・市営住宅の入居資格の収入基準を引き上げ、募集対象を拡大すること。子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸数をさらに拡充し、市内全域に増やすこと。単身者の入居基準から年齢基準を外すこと。
- ☆ 市営住宅の大規模改修については、計画を立て、全ての施設を対象に全面的改修を進めること。
  - ・遅れている市営住宅の耐震改修については早急にすすめること。
  - ・畳、浴室の折り戸への改修・取り替え、シャワー設置を全額市の負担で進めること。
  - ・障害者向け住宅については、全額市の負担で障害の状況に対応できる居室や浴室への改善をはかること。
- ☆ 市営住宅の指定管理者制度導入をやめ、民間任せにせず市が公的責任を果たすこと。
- ②74 市営住宅の再整備にあたってはPFI手法をとらないこと。
- ②75 公共住宅であるUR住宅の削減・民間売却方針の撤回を国に求めること。
- ☆②76 洛西地域のまちづくりについては、住民が切望している交通、日常の買い物場所の確保などまちづくりにおける根本問題を解決すること。総合病院の存続について責任を持って対応すること。
- ②77 分譲マンション共用部分のバリアフリー改修助成制度を復活させること。

- ②78 「京都市緑の基本計画」に掲げた2025年目標達成と、都市公園の整備目標（10㎡／人）の達成に向けて、緑化にとどまらず、公有地を活用するなど年次計画を策定し、京都市の責任で公園の整備を促進すること。都市計画が廃止された松賀茂公園未開園部分については、売却をやめ公園として整備すること。
- ②79 公園の整備にあたっては、Park-PFI方式は採用しないこと。
- ②80 公園の老朽化トイレについては、改修予算を増額し、改修箇所数を増やすこと。トイレトーパー設置箇所を増やすこと。
- ②81 公園の維持管理の予算を抜本的に増額し、京都市が直接責任を持つこと。営利企業を参入させないこと。定期的な除草や樹木の剪定などの回数を増やすこと。
- ②82 まちづくり条例は、住民の立場に立ったものに見直し、縦覧期間の延長、説明会の義務づけ、周知範囲の拡大、建築物の種類、規模など対象となる建築物の拡大を行うこと。
- ②83 アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、以下のように安全対策を講じること。
- ・アスベスト対策が必要な建築物解体及び処分費用については、補助制度の充実を国に求め、労働者や地域住民の安全のため補助制度を創設すること。不法投棄対策を行うこと。
  - ・届け出の始まった法基準「レベル3」についても、調査費用や除去費用の補助を国に求めること。
  - ・市としてアスベスト除去現場での完了検査を行うこと。
  - ・建設アスベスト訴訟最高裁の判断を受け、すべての被害者の救済となる制度を早急に構築するよう国に求めること。
  - ・「アスベスト調査台帳」の整備をきめ細かく進め、大気汚染防止法の改正に伴い、「アスベスト対策会議」等を設置し、アスベスト・ゼロの社会の実現に向けて対策を講じること。

## ◆上下水道事業の充実を

- ②84 公営企業に押し付けられている「独立採算制」をやめるよう国に求めること。高金利債の借り換えについても、5%以下のものも含めて要件緩和と枠の拡大を国に求めること。
- ②85 「京都市水共生プラン」は水循環や防災上の重要性に鑑み、条例化して市民的位置づけを高めること。
- ②86 「資産維持費」を水道料の原価に算入しないこと。
- ②87 料金滞納者に対して、丁寧な対応をするとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。給水停止は行わないこと。
- ②88 「鉛製給水管取替工事助成制度」の周知徹底をはかり、さらに限度額を引き上げるこ

と。残存している宅地境界から水道メーターまでの鉛管に対しても周知と補助制度の充実を行うこと。

- ②89 水道事業と結合した旧地域水道事業への国庫補助制度を引き続いて国に求めること。
- ②90 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度を拡充・普及すること。公共施設等に積極的に導入すること。
- ②91 私道内の公共下水道及び共同排水設備更新は、市が責任を持ってすすめること。残された敷設困難家庭に対して、補助支援制度を設けること。1962年以降の開発行為における共同排水設備については、定期的な清掃を行うとともに、独自補助制度を創設すること。
- ②92 環境教育と一体に、疏水を利用した小水力発電等の再生エネルギーの活用を進めること。
- ②93 琵琶湖が放射能汚染された場合について研究を進め、飲料水への被害想定を行い、対策をとること。
- ②94 京都府の広域化計画に与せず、上下水道事業の効率化推進計画における民間活力の導入はストップし、民営化・コンセッション方式の導入は行わないこと。運転管理業務は事業運営の根幹にかかわる業務であり直営に戻すこと。
- ②95 市バス・地下鉄事業、上下水道事業の消費税は、料金に上乗せしないこと。

#### ◆生活道路優先の道路環境整備を

- ②96 国道9号線「西立体交差事業」の葛野大路区間については、国に見直しを求めること。
- ②97 遅れている通学路の安全対策を緊急点検に基づいて早急にすすめること。通学路のブロック塀の安全対策については最後まで責任を持ってすすめること。
- ②98 全ての歩道を抜本的に改善するなど、バリアフリー化をすすめること。
- ②99 横断歩道橋でしか渡れない交差点（堀川五条や国道大手筋など）に、ベビーカーや車いすなど歩行者が安全に道路を横断できるよう、強く国に働きかけることを含め、対策をとること。
- ③00 東大路通の歩行空間整備計画については、歩道の改修など歩行者の安全確保とバス待ち環境の改善に重点を置くこと。
- ③01 土木みどり事務所の予算を増額すること。生活道路の補修・改善や街灯設置をすすめること。街路樹剪定回数を増やし根上がりなど歩道環境改善・整備をさらにすすめること。
- ③02 里道については、住民要望に基づき舗装整備を行うこと。
- ③03 私道の舗装整備助成についてはさらに補助率を引き上げること。上下水道局とも連携してL型側溝単独でも使えるようにするなど運用を柔軟にすること。

## 11 市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ること

- ③04 市民が安全・安心に移動できる権利としての「交通権」を保障する「交通まちづくり基本条例（仮称）」を制定すること。
- ③05 京都市のすすめている地域公共交通計画の策定にあたっては、全行政区に協議会（部会）を設置し、住民の意見を反映させ、市民の足を守るものにする。
- ③06 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、車の総量規制を行い、自動車分担率をさらに引き下げること。
- ③07 交通不便地域対策は、京都市が責任を持って重点政策として取り組むこと。住民の運動を引き続き支援すること。民間事業者に対しても、交通不便地域での増便、路線の充実を支援するとともに、バス待ち環境やバス停バリアフリー化予算を増額する等の支援を強めること。国に支援を求めると共に、京都市としても支援すること。
- ③08 交通バリアフリー構想の推進にあたっては、すべての鉄道駅等とその周辺道路等バリアフリー化に取り組むこと。重点整備地区についても長期間経過したものについては改めて見直し・改善を行うこと。

### ◆市バス・地下鉄の改善を

- ③09 民間の参入・撤退を自由にする規制緩和の撤回と、公共交通を守る法改正を国に求めること。
- ③10 公営バス事業に対する補助制度を確立するよう国に求めること。
- ③11 地下鉄改修・維持管理・安全対策・施設更新に対する補助制度を抜本的に拡充するよう国に求めること。
- ③12 住民から要望のあるバス路線を確保すること。区役所をはじめ公共施設へのバス路線を拡充し市民の利便性の向上を図ること。そのための一般会計からの必要な補助金を確保すること。
- ③13 地域のまちづくりと連携する路線・ダイヤの充実を図るとともに他の交通機関と連携し、いっそう便利なまちづくりをすすめること。
- ③14 バスとバス、バスと地下鉄の乗り継ぎは無料とし、利便性の向上を図ること。
- ③15 バス待ち環境を改善するため、ベンチ・上屋、接近表示機等の設置箇所を増やすこと。設置困難箇所についての研究をすすめること。
- ③16 点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁支援のもとで促進すること。
- ③17 バス停と横断歩道が近接している「危険バス停」について、道路管理者等と協議し早急に解消すること。
- ③18 バスの運転手の賃金表は、現行1表に統一すること。

- ③19 「管理の受委託」は撤回し、直営の市バス路線を拡大すること。委託先労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として把握し、責任を持つこと。さらに安全対策についても直営と同じ対応をすること。
- ③20 整備部門の民間委託を撤回し、技術継承をはかるため、整備士の計画的採用・養成を進めること。
- ③21 回送バスを減らし、営業運転に転換すること。
- ③22 地下鉄烏丸線のホーム転落防止柵を、早急に全駅に設置すること。具体的な計画策定を行うこと。
- ③23 すべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。利用料金を引き下げること。
- ③24 安全面に配慮しつつ、地下鉄ホームにベンチや腰掛バーを増設すること。
- ③25 痴漢対策は、強化期間だけでなく、通年の取り組みとしてさらに対策を強化すること。
- ☆③26 バス一日乗車券を復活し、料金を下げること。
- ☆③27 地下鉄全駅のトイレ個室ごとに、生理用品を配備すること。
- ☆③28 地下鉄全駅構内に、授乳スペース（個室ベビーケアルーム）を設置すること。

## 12 公正・公開・市民参加の市政運営を

- ③29 市民のプライバシー権を侵害し、戦争協力事務である自衛隊への個人情報の提供はやめること。
- ③30 市有公共施設へのネーミングライツは実施しないこと。
- ③31 市職員は正規職員を基本とすること。会計年度任用職員等は正職員との均等待遇とし、処遇を改善すること。更なる職員削減につながる民間委託や職務廃止は行わないこと。
- ③32 法の趣旨に基づき、障害者法定雇用率達成に止まらず、積極的に採用すること。
- ③33 債権管理条例に基づく、機械的な徴収は行わないこと。滞納処分は、所得税法に基づき、被処分者の生活費の確保を厳守すること。換価の猶予など、国制度に準じて適用し、周知、徹底すること。
- ③34 「部落差別の解消の推進に関する法律」は、新たな差別をつくり出すとともに、市民の中に分断を持ち込み、部落差別を固定化する危険性があることから、京都市は、法律の具体化及び推進をしないこと。推進をはかるためのあらゆる調査活動を行わないこと。
- ③35 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。行政の主導による市民と企業への「人権啓発」の名による同和研修の押しつけはやめること。市職員の公費による参加をやめること。
- ③36 「ヘイトスピーチ規制条例（仮称）」をつくること。ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの根絶のために、国に人種・民族的属性・外国人であることを理由にした差別的な

取り扱いを禁止する立法を求めること。

☆<sup>337</sup> 「国際交流・共生推進」を掲げる自治体として、「出入国管理及び難民認定法」について、国際人権基準に沿った人権尊重の制度に見直すよう国に求めること。

③<sup>338</sup> 多様化する消費者被害を未然に防止し、相談件数の増加にも対応できるよう、以下の点に取り組むこと。

- ・京都市消費生活総合センターの相談体制を強化すること。夜間の電話相談も実施すること。

- ・相談員の雇用形態は会計年度任用職員ではなく正規雇用とすること。

☆・市民が無料で利用できる「京都市民法律相談」について、相談の枠・体制を拡充すること。

- ・反社会的カルト団体による被害防止対策を強化すること。

③<sup>339</sup> 京都市過疎地域持続的発展計画においては、産業・交通・水道分野にとどまらず、医療、保育、教育分野についても支援を強化すること。

③<sup>340</sup> 大阪へのカジノ・IR誘致計画については、今でも高いギャンブル依存症の割合をさらに高め、安全な地域社会の形成を阻害するなど、関西地域に深刻な影響を与えるものであり、認定を取り消すよう国に求めこと。

☆<sup>341</sup> パビリオンの建設の遅れや建設労働者のいのちや安全が守られず、多大な負担を国民に押しつける大阪・関西万博の中止を国、大阪府・市に求めること。

③<sup>342</sup> 被爆者援護と平和行政の具体化・推進を図ること。

- ・広島、長崎、沖縄への修学旅行の実施や、被爆・戦争体験を聞くことなど、平和の学習を強めること。

- ・高齢化が進む被爆者の生活面なども含めた実態調査を行い、被爆者援護施策を強化すること。

- ・被爆2世、3世の医療費補助を創設すること。

- ・国に対して、原爆症認定基準を早急に見直すよう強く求めること。

- ・平和首長会議がすすめる「2020ビジョン」の早期達成を他の自治体に働きかけること。核兵器禁止条約の締結を国に働きかけること。

- ・被爆・戦争体験の語り部や相談活動への支援などを拡充すること。

#### ◆統一協会及び関連団体との関係を調査し、対策を講じること

③<sup>343</sup> 反社会的カルト集団・統一協会（世界平和統一家庭連合、関連団体含む）については、以下の対策を行うこと。

- ・市として統一協会および関連団体と一切の関係を持たず、毅然とした対応を取ること。統一協会および関連団体の集会・イベントにおける、「市長および市幹部職員の参加・挨拶・祝電・メッセージの送付」「市による名義後援」「市広報物への情報掲載」「市施設の使用許可」、また、統一協会および関連団体による「市事業への参



画」、本市や外郭団体への「表敬訪問」「寄付行為」等の有無について調査し、その結果を公表すること。本市として一連の行為を行わないこと。

- 相談窓口の体制強化、ならびに被害を防止するための啓発強化に取り組むこと。市内の大学・専門学校等での統一協会および関連団体についての注意喚起を行うこと。

## **日本共産党京都市会議員団**

京都市中京区河原町御池 京都市役所内

TEL 222 - 3728 FAX 211 - 2130

HP : <https://cpgkyoto.jp>

E-mail : [info@cpgkyoto.jp](mailto:info@cpgkyoto.jp)